

大個審答申第 179 号
令和 5 年 3 月 31 日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例(平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 45 条に基づき、大阪市教育委員会(以下「実施機関」という。)から令和 2 年 8 月 5 日付け大市教委第 1857 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、令和 2 年 2 月 5 日付け大市教委第 4596 号により行った部分開示決定(以下「本件決定」という。)で開示しないこととした部分のうち、別表 1 乃至別表 3 に掲げる部分を開示すべきであり、その余の部分は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人の母は、子 A の法定代理人として令和元年 12 月 16 日、実施機関に対し、「小学校側からこども相談センターに渡された子供の情報に関する一切のもの 平成 31 年 4 月 1 日以降分」を求める開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、「大阪市立〇〇小学校作成文書『〇—〇A 2019.1 学期の経過』」、「大阪市立〇〇小学校作成文書『令和元年 6 月 17 日 B 養教より』」、「大阪市立〇〇小学校作成文書『8 月 27 日から 9 月 27 日の経過』」、「大阪市立〇〇小学校作成文書『〇年〇組 A 2 学期の記録(養護日誌抜粋)』」、「大阪市立〇〇小学校作成文書『A 9/17~20 の状況』」、「大阪市立〇〇小学校作成文書『本人から虐待ホットラインに電話し、初めて子相が A 宅を訪問した経緯について』」及び「大阪市立〇

○小学校作成文書『令和元年9月24日(火)A(学校で)』(以下「本件情報」という。)と特定した上で、条例第23条第1項に基づき、「当該児童への虐待に関する発言、記述」(以下「本件非開示部分1」という。))「開示請求者以外の個人の氏名」(以下「本件非開示部分2」という。))「開示請求者以外の個人の主観、評価に関する発言」(以下「本件非開示部分3」という。))「諸機関との協議内容」(以下「本件非開示部分4」といい、本件非開示部分1から4をあわせて「本件各非開示部分」という。)を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第19条第1号に該当

(説明)

「本件非開示部分1については、開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報であって、開示することにより本人に深刻な問題を引き起こす可能性があるため。」

条例第19条第2号に該当

(説明)

「本件非開示部分2については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別することができるものに該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

「本件非開示部分3については、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

条例第19条第6号に該当

(説明)

「本件非開示部分4については、本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。」

3 審査請求

審査請求人は、令和2年4月19日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定を取り消し、開示決定を求める。

本件決定において、開示しないこととされた部分は、すでに知っている情報なので、非開示情報に該当しないため。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件非開示部分1について

本件非開示部分1は、本人児童への虐待に関する発言、記述であり、開示することで、本人児童に深刻な問題を引き起こす可能性があると考えられる。

審査請求人は、これらの情報を既知の事実であると主張しているが、実施機関としては、審査請求人が本件非開示部分1を既に知っているとする経過は不明である。

実施機関としては、本件決定時点において、審査請求人が本件非開示部分1について把握しているとは認知できず、本人児童の新たな事実を知ることによって、更なる虐待を生むおそれがあることが考えられ、本人に深刻な問題を引き起こす可能性があるため非開示とした。

2 本件非開示部分2及び3について

本件非開示部分2は、開示請求者以外の個人の氏名であり、当該氏名そのものにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、かつその性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと判断し、非開示とした。

本件非開示部分3は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつその性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため非開示とした。

3 本件非開示部分4について

本件非開示部分4は、本件各文書にて関係諸機関（こども相談センター、校医、スクールソーシャルワーカー、区役所、虐待ホットライン等）が行っ

た学校や本人児童との情報交換や、関係諸機関による協議内容と具体的支援内容である。本人児童とのやりとり内容や情報交換についての情報を開示することで、審査請求人から本人児童へ危害が加えられる恐れがある。また、審査請求人から関係諸機関への不信感がさらに大きくなることが考えられる。

実施機関は、児童への虐待に係る業務として、本人児童からの虐待に対する相談対応、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けた本人児童の自立支援の対応を行っている。

学校は、当該事案について、学校だけで解決を図るのは困難な事案と判断し、関係諸機関と当該事案の見解や方針を共有し、本人児童の救済を最優先に適切な連携と支援を図ってきた。

これまでの経緯から鑑みると、本人児童の救済を最優先にした関係諸機関から本人児童や学校への働きかけや、関係諸機関内の見解の共有や方針の意思決定の過程、具体的支援の内容などを開示することで、本人児童やその家族と関係諸機関の信頼関係が損なわれ、本来、本人児童とその家族との相互信頼関係の下で適切に行われるべき相談業務や支援業務の進行に、今後、著しい支障をきたすおそれがあり、結果的に本人児童への更なる虐待を生むなど、不適切な状況の長期化・深刻化を引き起こすおそれもあることから、非開示にすると判断した。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、

厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、本件決定を取り消し、本件各非開示部分を開示すべきと主張しているのに対して、実施機関は本件各非開示部分は条例第 19 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当すると主張している。したがって、本件審査請求における争点は、本件各非開示部分の条例第 19 条各号該当性である。

3 条例第 19 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 1 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 1 号本文は、「開示請求者（第 17 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。…）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」は開示しないものと規定している。

ここでいう「法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう」は、本人と当該法定代理人の利益が相反する場合など、法定代理人に対して当該本人の保有個人情報を開示することにより、当該本人の生命等を害するおそれがある場合が想定されていると考えられる。

条例第 19 条第 2 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は開示しないものと規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

条例第 19 条第 6 号の基本的な考え方について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方

公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

4 本件各非開示部分の条例第 19 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号該当性について

本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 1 号該当性について

本件非開示部分 1 について審議会で見分したところ、本人児童の母から本人児童への虐待に関する発言等を記述したものであることが認められる。本件請求は本人児童の母が、未成年者である本人児童の法定代理人として行ったものであるところ、実施機関はその意見書の中で審査請求人が本件非開示部分 1 について把握しているとは認知できないと主張しているが、実施機関がここで言う「審査請求人」は法定代理人である母のことを指しているものと解される。審議会では、その解釈の下、以下、母に対して本件記述を開示することにより、当該本人児童の生命等を害するおそれがあるか検討する。

本件審査請求では、審査請求人は、学校からこども相談センターに報告されたような虐待の事実はないと主張し、実施機関による虐待の認定や本人児童及び母に対する対応について様々な主張を行っているが、審議会は、実施機関が行った保有個人情報開示請求に対する開示決定等の妥当性について調査、審議する機関であり、虐待事実の有無や実施機関による児童虐待認定や処遇方針の適否を判断する立場にはない。したがって、開示決定等の妥当性の判断を行うに当たっては、実施機関が本件請求時点で母の本人児童に対する虐待があったものと認定していた状況を前提として行わざるを得ない。

よって、母が虐待に関する本人児童の新たな事実を知ることによって、更なる虐待を生むおそれがあり、本人児童に深刻な問題を引き起こす可能

性があるとする実施機関の主張は首肯でき、当該新たな事実を含む情報について、これを母に開示することは、本人児童の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められる。

しかし、実施機関によれば、本件決定とは別に実施機関から母に情報提供した文書があるとのことである。当該文書を審議会で見分したところ、別表 1 に掲げる情報については、当該文書に同様の記載がなされていると認められることから、これを開示することで母は虐待に関する本人児童の新たな事実を知ることになるとは認められず、本人児童の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に当たらない。本件非開示部分 1 のうち、別表 1 に掲げる情報を除いた部分については虐待に関する情報であり、母が知っている事実であると認めるに足る事情も見受けられない。

したがって、本件非開示部分 1 のうち別表 1 に掲げる情報については条例第 19 条第 1 号に該当せず、別表 1 に掲げる情報を除いた部分については条例第 19 条第 1 号に該当する。

本件非開示部分 2 の条例第 19 条第 2 号該当性について

ア 本件非開示部分 2 について審議会で見分したところ、別表 2 に掲げる情報については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当する。

しかし、別表 2 に掲げる情報については、次のとおり、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であることから、条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する。

(ア) 項番 1、5、7、11、12、13、17、19、23、26、27 及び 28 について
母が情報提供を受けた文書を審議会で見分したところ、同様の記載がなされていると認められる。

(イ) 項番 2、3、4、6、8、9、10、14、15、16、18、20、21、22、24 及び 25 について

本人児童と一緒にいた者の名であり、当然に審査請求人が知っている情報であると認められる。

イ 本件非開示部分 2 のうち別表 2 に掲げる情報を除いた部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、またその性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

ウ 上記ア及びイより、本件非開示部分 2 のうち別表 2 に掲げる情報につ

いては条例第 19 条第 2 号に該当せず、別表 2 に掲げる情報を除いた部分については条例第 19 条第 2 号に該当する。

本件非開示部分 3 の条例第 19 条第 2 号該当性について

本件非開示部分 3 について審議会で見分したところ、審査請求人の関係者から聞き取った内容が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、またその性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示部分 3 については条例第 19 条第 2 号に該当する。

本件非開示部分 4 の条例第 19 条第 6 号該当性について

本件非開示部分 4 について実施機関は、当該情報を開示することにより、個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると主張しているが、母が情報提供を受けた文書を審議会で見分したところ、別表 3 に掲げる情報については、母が情報提供を受けた文書に同様の記載がなされていると認められることから、これを開示することで個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められない。

本件非開示部分 4 のうち、別表 3 に掲げる情報を除いた部分については、実施機関が当該本人児童に関して関係諸機関と協議した内容及び対応方針が記載されており、これらの情報を開示すると、関係諸機関からどのような情報を取得し、どのような協議を行っているかが明らかになるほか、実施機関がどのような点について、どのような協議を行い、その結果どのような方針を決定したのかという、児童虐待の判断の内容が明らかになる。それにより、児童虐待に関してどのような情報をもとにどのように対応をするのかを推測する一端となり、虐待の発覚を免れるための予防措置を講じられる等、将来の虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非開示部分 4 のうち別表 3 に掲げる情報については条例第 19 条第 6 号に該当せず、別表 3 に掲げる情報を除いた部分については条例第 19 条第 6 号に該当する。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂 充、委員 小林 邦子、委員 篠原 永明、委員 矢口 智春、
委員 坂本 団、委員 小谷 真理

別表 1

項 番	文書名	記載欄名	該当箇所
1	大阪市立〇〇小学校作成文書「〇—〇A 2019.1学期の経過」	6.4(火)	1 行目 34 文字目から 2 行目 21 文字目まで
2		6.6(木) ~ 6.7(金)	1 行目 29 文字目から 3 行目最終文字まで
3		6.12(水)	1 行目 4 文字目から 2 行目 29 文字目まで
4			4 行目 33 文字目から 37 文字目まで
5		6.13(木)	2 行目 14 文字目から 22 文字目まで
6			14 行目 1 文字目から 18 文字目まで
7		6.19(水)	1 行目 23 文字目から 3 行目 16 文字目まで
8		6.21(金)	1 行目 10 文字目から 2 行目 2 文字目まで
9			5 行目 36 文字目から 7 行目 45 文字目まで
10	大阪市立〇〇小学校作成文書	その他の事項 6/6	6 行目 1 文字目から 9 行目 2 文字目まで
11	「令和元年 6 月 17 日 B 養教より」	・〇 - 〇A6/12	1 行目 4 文字目から 2 行目 33 文字目まで
12		・〇 - 〇A6/13	2 行目 15 文字目から 23 文字目まで

13	大阪市立〇〇小学校作成文書 「8月27日から9月27日の経過」	・〇 - 〇A9/11	1行目 10文字目から 19文字目まで
14	大阪市立〇〇小学校作成文書「〇年〇組 A 2学期の記録（養護日誌抜粋）」	2019.9.11(水)	1行目 10文字目から 19文字目まで
15		2019.10.8(火)	12行目 32文字目から 13行目 8文字目まで

1行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。

行数は、空白の行を含めた行数を数えるものとする。

別表 2

項番	文書名	記載欄名	該当箇所
1	大阪市立〇〇小学校作成文書「〇—〇A 2019.1学期の経過」	6.6(木)～6.7(金)	13行目 14文字目から 17文字目まで
2		6.10(月)	1行目 4文字目から 5文字目まで
3			5行目 3文字目から 4文字目まで
4			5行目 37文字目から 38文字目まで
5		6.12(水)	6行目 10文字目から 13文字目まで
6		6.13(木)	3行目 19文字目から 20文字目まで
7			15行目 19文字目から 22文字目まで
8		6.21(金)	4行目 8文字目から 9文字目まで
9		6.25(火)	3行目 9文字目から 10文字目まで
10		7.5(金)	5行目 4文字目から 5文字目まで
11		7.12(金)	4行目 9文字目から 12文

			字目
12		7.16(火)	14 行目 21 文字目から 24 文字目まで
13	大阪市立〇〇小学校作成文書	その他の事項 6/6	18 行目 28 文字目から 31 文字目まで
14	「令和元年 6 月 17 日 B 養教より」	・〇 - 〇A6/10	1 行目 4 文字目から 5 文字目まで
15			6 行目 21 文字目から 22 文字目まで
16			7 行目 22 文字目から 23 文字目まで
17		・〇 - 〇A6/12	6 行目 33 文字目から 36 文字目
18		・〇 - 〇A6/13	3 行目 21 文字目から 22 文字目まで
19			15 行目 20 文字目から 23 文字目まで
20	大阪市立〇〇小学校作成文書 「8 月 27 日から 9 月 27 日の経過」	・〇 - 〇A9/11	7 行目 17 文字目から 24 文字目まで
21	大阪市立〇〇小学校作成文書「〇年〇組 A 2 学期の記録（養護日誌抜粋）」	2019.9.11(水)	6 行目 10 文字目から 11 文字目及び 14 文字目から 15 文字目まで
22		2019.9.12(木)	6 行目 36 文字目
23		2019.10.2(水)	4 行目 7 文字目から 10 文字目まで
24		2019.10.9(水)	2 行目 16 文字目
25			7 行目 24 文字目
26			12 行目 33 文字目から 36 文字目まで
27	大阪市立〇〇小学校作成文書「令和元年 9 月 24 日(火)	令和元年 9 月 24 日(火) A (学校で)	23 行目 2 文字目から 3 文字目まで
28	A (学校で)」		26 行目 5 文字目から 8 文字目まで

1 行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。行数は、空白の行を含めた行数を数えるものとする。

別表 3

項番	文書名	記載欄名	該当箇所
1	大阪市立〇〇小学校作成文書「〇—〇A 2019.1学期の経過」	6.4(火)	3 行目 16 文字目から 20 文字目まで
2		6.18(火)	4 行目 21 文字目から 36 文字目まで
3		6.19(水)	5 行目 37 文字目から 6 行目最終文字まで
4		7.1(月)	4 行目 3 文字目から 25 文字目まで
5		7.5(金)	1 行目 40 文字目から 2 行目 26 文字目まで
6		7.8(月)	3 行目 31 文字目から 4 行目 22 文字目まで
7	大阪市立〇〇小学校作成文書 「8 月 27 日から 9 月 27 日の経過」	・〇 - 〇A9/11	8 行目 11 文字目から最終文字まで
8	大阪市立〇〇小学校作成文書「〇年〇組 A 2 学期の記録（養護日誌抜粋）」	2019.10.2(水)	1 行目 6 文字目から 14 文字目まで
9			2 行目 5 文字目から 25 文字目まで
10		2019.10.9(水)	11 行目 24 文字目から 34 文字目まで
11			12 行目 11 文字目から 24 文字目まで
12			14 行目 38 文字目から 15 行目 4 文字目
13			15 行目 8 文字目から最終文字まで
14	大阪市立〇〇小学校作成文書	【SC〇〇先生】9/20	1 行目 1 文字目から 3 行目最終文字まで

	「A 9/17～20の状況」		
15	大阪市立〇〇小学校作成文書	令和元年9月21日(土)A	4行目1文字目から最終文字まで
16	「本人から虐待ホットラインに電話し、初めて子相がA宅を訪問した経緯について」		13行目1文字目から最終文字まで

1行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。行数は、空白の行を含めた行数を数えるものとする。

(参考) 調査審議の経過 令和2年度諮問受理第96号

年 月 日	経 過
令和2年8月5日	諮問書の受理
令和3年10月14日	実施機関からの意見書の収受
令和3年10月29日	調査審議
令和3年11月29日	調査審議
令和3年11月30日	審査請求人法定代理人からの意見書の収受
令和3年12月16日	調査審議
令和4年3月1日	調査審議
令和4年3月28日	調査審議
令和4年5月16日	調査審議
令和4年6月20日	調査審議
令和4年7月20日	調査審議
令和4年8月18日	調査審議
令和4年9月22日	調査審議
令和4年11月2日	調査審議
令和4年12月14日	調査審議
令和5年1月16日	調査審議
令和5年2月9日	調査審議
令和5年3月2日	調査審議
令和5年3月31日	答申